

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (〃)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (林業改革課)	1
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) (〃)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第145号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
室戸市吉良川町字西地浜林丙890の1、丙890の13、丙890の14
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
駐車場用地とするため

高知県告示第146号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成9年6月農林水産省告示第1010号

- 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 南国インター
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市東崎字三角田455番4から 南国市東山町三丁目83番1まで	317	平成26年3月28日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成26年2月26日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成26年2月26日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成26 年2月 26日	特定非 営利活 動法人 幡多ウ ェルフ ェアネ ット	溝渕 智 則	四万十 市中村 東町二 丁目5 -19	この法人は、市民の誰もが年齢や性別、障がいの有無、社会的経済的地位などにかかわらず、個人として等しく尊重され、その人らしく住み慣れた地域の中で、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すとともに、そのために必要な事業を展開し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 区域及び期間

(1) 区域

高知市、安芸市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡黒潮町及び大月町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年3月11日から平成27年3月20日まで

- 森林病虫害等の種類

松くい虫

- 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、

当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年3月11日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成26年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

平成25年8月19日 25高都計第252号	南国市十市字南天神 3466番1ほか（Ⅱ工区）	高知市百石町三丁目14番1号 株式会社島土地 代表取締役 島裕美
--------------------------	----------------------------	--